

新潟市告示第281号

新潟市新津美術館使用料等徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、新潟市新津美術館使用料及び物品売払代金の徴収を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間、次のとおり委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示する。

令和5年4月14日

新潟市長 中原 八一

収納事務を行う場所	徴収事務受託者
新潟市秋葉区蒲ヶ沢109番地1 新潟市新津美術館	新潟市中央区紫竹山2丁目5番地40号 株式会社NKSコーポレーション新潟支店 支店長 中野 幸広